

今庄の過去と未来を

NPO法人今庄旅籠塾 奨励賞 2月14日



文化財保護・地域文化活動に今後一層の成果が期待される個人や団体に贈られる、県文化財保護奨励賞を受賞した NPO 法人今庄旅籠塾の細川理事長ほか2名が役場を訪れ、岩倉町長に受賞を報告しました。細川理事長は「期待に応えられるよう、今後も活動がんばりたい」と話しました。

ヤシャゲンゴロウに関わる自然と歴史に学ぶ人の生き方

環境学習会 2月15日



地球上で唯一、夜叉ヶ池だけに生息するヤシャゲンゴロウの保全・飼育活動に対する理解と活動に対する関わりを深めるための環境学習会が、昭和会館をメイン会場として開催されました。町内4小学校の6年生が対象で、今庄小学校の児童以外は各学校からリモートでの参加となりました。NPO 法人今庄旅籠塾による夜叉ヶ池の伝説をテーマにした紙芝居や、福井県自然保護センターでヤシャゲンゴロウの域外飼育に携わっている職員による講演が行われました。

南越前町遠距離通勤者高速道路利用支援事業をご利用ください

令和4年4月1日時点にて65歳以下であり、次のいずれかに該当する方

- 〈対象者〉
- (1) 町内在住者で高速道路を利用し、町外勤務先へ通勤する方
..... 高速道路利用料の2分の1補助 (月上限 10,000 円)
 - (2) 町外在住者で高速道路を利用し、町内勤務先へ通勤する方
..... 高速道路利用料の3分の1補助 (月上限 4,000 円)

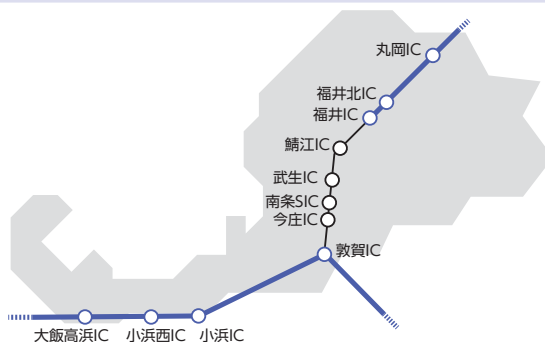


居住地最寄りIC～勤務地最寄りIC

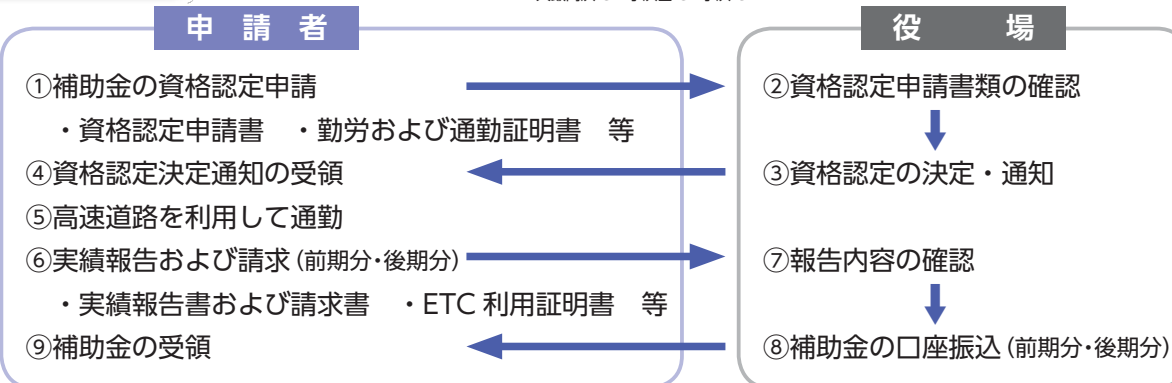
- 〈対象区間〉
- (1)の方 勤務地最寄りICは、福井IC以北、敦賀IC以南とする。
 - (2)の方 居住地最寄りICは、福井IC以北、敦賀IC以南とする。

高速道路利用区間

乗り降りするどちらかのICは、福井IC以北、敦賀IC以南とします。



申請の流れ



・4月～9月利用分(前期分)は10月に請求し、10月～3月利用分(後期分)は4月に請求してください。申請書については町ホームページからダウンロードしていただくか、総務課までお問合せください。

■問合せ 総務課 ☎ 0778-47-8000